

旭川市子ども・子育て審議会
平成30年度第3回就学前教育及び保育についての
各種基準の見直しに関する専門部会議事録

- 1 日時 平成30年9月4日(火) 18:30~19:30
- 2 場所 旭川市役所第二庁舎3階 健康相談室
- 3 出席委員 小山委員, 佐藤委員, 佐々木委員, 石河委員, 宮崎委員
(欠席委員) なし
- 4 事務局 子育て支援部
こども育成課 金課長, 土橋補佐, 上田補佐
こども育成係 鈴木主査, 斎藤, 陶
- 5 傍聴者 0名
- 6 議事概要

【議事】

(1) 調査審議

①「保育の利用に係る優先利用等に関する答申案について」

※答申案に基づき事務局より説明。

説明終了後, 各委員から質問・意見等があった主な事項は次のとおり。

(委員)

これを見直すとして, どのタイミングで見直せば良いのか。社会情勢の変化に合わせてと言っても大きな変化などそうそうない。なので子ども子育てプランの中間見直しの時にこの点数も見直す, といった具体的な改正時期を設けるべき。それを答申案にも書いてほしい。

(事務局)

例えば「子ども・子育てプラン策定時等に」という一文を加えるなど。

(委員)

今回15点という所だけ着目しており, 全体のバランスについては触れていないので, 2年後新しいプランが始まるので, いい時期かもしれない。そのような形で少しでも具体的な形に訂正しては。

②「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定に関する答申案について」

(事務局)

前回の審議を踏まえ, 北海道と札幌市に対し調査を行い, 判明した事項について説明する。まず幼稚園免許についてであるが, 両者の管轄内で幼稚園免許がない, 又は更新できないとい

う理由で職員配置ができないというケースはないとのことであった。また幼稚園免許の更新講習についても受けることができないという状況は両者とも聞いたことがないとのこと。疑義がでた(1)アについて、同様に北海道と札幌市に解釈の確認をしたところ、経過措置の取扱いにおいて、本市では“移行する際に在籍している職員のみ”に適用されると解釈をしていたが、北海道と札幌市は“移行後、永続的に”という取扱いをしていた。そうすると全てのケースが例外となり、結果的には国同様の規定となる。今回の権限移譲は北海道からの移譲であり、従来の道の取扱いを権限の委譲後も継続することを基本としているため、(1)アは国基準＝道基準＝市基準(案)となり、本市基準は国基準を上回っていないため、資料2から削除する。

(委員)

北海道と札幌市は旭川市と見解が違ったようだが、旭川市の見解を聞いて、改めようとしたのか。

(事務局)

いいえ。北海道と札幌市の考え方を旭川市にも適用させると言うことである。

(委員)

答申案の一番最後の部分だが、「今後も～取り組むこと。」とあるが、これは具体的には。

(事務局)

現在は保育士確保事業を行っており、さらに今後も保育士のための取組を行っていければという思いで記載している。

(部会長)

では答申案については、②の部分は案のままで良いか。

(委員)

附帯意見に「職員の資格の基準について～」とあるが、ここの“資格”という部分は取った方がより広い意味になって良いのでは。

(部会長)

承知した。①の部分は後ほど部会長一任にて確認することとする。